

荒川区、介護保険料月、6480円に値上げを提案!

第5段階
年金収入80万円超

新しい保険料の提案内容

段階	課税状況	対象者	2020年度人数 (割合)	7期保険料月額【年額】	8期保険料月額【年額】	年間値上げ額
1段階	非課税世帯 本人非課税	・生活保護 ・本人年金収入等80万円以下	12192人(24.07%)	1,555円【18,658円】	1,685円【20,218円】	1,560円
2段階		・本人年金収入等80万円超 120万円以下	3983人(7.86%)	2,691円【32,292円】	2,916円【34,992円】	2,700円
3段階		・本人年金収入等120万円超	4102人(8.10%)	4,186円【50,232円】	4,536円【54,432円】	4,200円
4段階	課税世帯 本人課税	・本人年金収入等80万円以下	4,913人(9.70%)	5,083円【60,996円】	5,508円【66,096円】	5,100円
5段階		・本人年金収入等80万円超	4,863人(9.60%)	5,980円【71,760円】	6,480円【77,760円】	6,000円
6段階		・合計所得金額125万円未満	6,804人(13.43%)	6,578円【78,936円】	7,128円【85,536円】	6,600円
7段階		・合計所得金額125万円以上 200万円未満	5,566人(10.99%)	7,774円【93,288円】	8,424円【101,088円】	7,800円
8段階		・合計所得金額200万円以上 350万円未満	4,477人(8.84%)	9,269円【111,228円】	10,044円【120,528円】	9,300円
9段階		・合計所得金額350万円以上 500万円未満	1,576人(3.11%)	11,063円【132,756円】	11,988円【143,856円】	11,100円
10段階		・合計所得金額500万円以上 750万円未満	950人(1.88%)	13,455円【161,460円】	14,580円【174,960円】	13,500円
11段階		・合計所得金額750万円以上 1,000万円未満	382人(0.75%)	16,445円【197,340円】	17,820円【213,840円】	16,500円
12段階		・合計所得金額1,000万円以上 1,500万円未満	359人(0.71%)	19,136円【229,632円】	20,736円【248,832円】	19,200円
13段階		・合計所得金額1,500万円以上 2,000万円未満	155人(0.31%)	19,734円【236,808円】	21,364円【256,368円】	19,800円
14段階		・合計所得金額2,000万円以上 3,000万円未満	158人(0.31%)	20,332円【243,984円】	22,032円【264,384円】	20,400円
15段階		・合計所得金額3,000万円以上	181人(0.35%)	20,930円【251,160円】	22,680円【272,160円】	21,000円
		合計	50,661人			

今でも高すぎます。コロナ禍で値上げは許されない!

「介護の社会化」の期待を背負い2000年4月にスタートした介護保険。しかし、経済的事情で必要な介護サービスを利用できないケースは後を断たず、介護離職が後を絶たず、介護現場では深刻な経営難と慢性的な人手不足が続いています。



一度の改定が行われるたびに引き上げられてきました。高齢者の介護保険料負担は限界をすでに限界を迎えている。第7期の基準額月額表・5段階は5980円(第一期2911円)

と、今回の提案では6480円との提案ですので、発足当時から2倍以上です。このまま推移すれば、荒川区の試算でも2024年には8965円になる見通しです。コロナ禍で大変な時だけに値上げを回避することが求められます。国民に過重な負担を押し付け、財政破綻を回避するために保険給付の削減をこのまま繰り返すだけでは「制度残って介護なし」になりかねません。



日本共産党荒川区議員
小林行男

ご意見をお寄せください

区政ニュース

NO. 803

2021. 2. 7

区議会控室

TEL 3802-4627

FAX 3806-9246

Email: arajcp@tcn-catv.

ne.jp

ホームページ

http://www.tcn-catv.ne.jp/~jcpa/

東尾久相談室

東尾久2-37-3

TEL・FAX

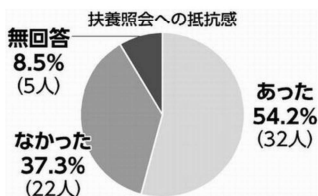
3895-0508

必要な方はためらわずに生活保護の申請を! 「扶養紹介」はやめよ!

日本では、生活保護利用の資格がありながら利用していない世帯が8割にもなると言われています。背景の一つに、親や配偶者だけでなく、ひ孫やおじ・おばなど3親等まで「扶養義務」の対象としていることがあります。

国会論戦で、厚生労働大臣は「扶養照会は義務ではない」と明言しました。そういうのであればためらう要因になっている扶養照会はやめるべきです。コロナ禍の影響で解雇・雇止め8万人といわれています。

今こそ、生活保護制度の抜本的改善・拡充が必要です。



現在生活保護を利用している人と過去に利用していた人の総計(出典: つかみ・東京アワード「生活保護の利用を妨げている要因は何か?」一周年アンケート調査結果の概要)

法律相談会



毎月第3火曜日(午後6時から)北千住法律事務所
の弁護士による法律相談会
をおこなっています。
できるだけ事前にご連絡く
ださい。

2月の相談会は、
2月16日(火)

尚、お急ぎの方は、弁護士事務所にて、ご相談
できますのでお気軽に声をかけてください。

東尾久本町通りふれあい館設置にともなう、東尾久ひろば館、3丁目ひろば館の廃止計画！

2022年4月開設に向けて



(東尾久3・37・14) 建設中の東尾久本町通りふれあい館。設置に伴い近隣の東尾久ひろば館と東尾久3丁目ひろば館等の活用方法がこのほど報告がありました。

【経緯および活用方針】

①東尾久ひろば館、及び東尾久3丁目ひろば館を2022年3月末で廃止し、建物を除去する。

②東尾久3丁目遊園を移設、現在の児童遊園を除却し、代替地として東尾久3丁目ひろば館跡地に移設し、拡大再整備する。

③東尾久ひろば館、児童遊園の跡地の売却
東京消防庁が老朽化の著しい

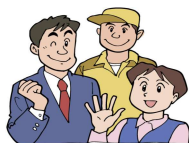


2022年4月、開設予定
東尾久本町通りふれあい館イメージ図

東尾久本町通りふれあい館(東尾久2-37-14)		
おもな施設	1階	サロンスペース、いこい室など
	2階	調理会議室、創作室、音楽室など
	3階	多目的室、洋室、ミニ備蓄倉庫



尾久消防署・下尾久主張所の敷地を拡張し、建て替えを行う用地として購入を希望。区としては、東尾久地域に必要な消防整備が行われることは、当該地域の防災性の向上に寄与し、区民の安全・安心の確保につながると思われることから、東京消防庁に下尾久主張所の用地として売却する。と



今後の予定	
2022年3月末	東尾久ひろば館・3丁目ひろば館廃止
4月	東尾久本町通りふれあい館開設
4月以降	東尾久ひろば館・3丁目ひろば館除却
	東尾久3丁目児童遊園廃止・除却
	東尾久ひろば館・児童遊園跡地売却
2023年10月以降	児童遊園移設・再整備

廃止するひろば館及び移設する児童遊園			
名称	住所	開設	敷地面積
東尾久ひろば館	東尾久3-5-3	S. 46.4	208.69㎡
東尾久3丁目ひろば館	東尾久3-5-17	S. 48.4	314.42㎡
東尾久3丁目児童遊園	東尾久3-5-1	S. 44.4	111.55㎡

荒川区地域防災計画実施推進計画(第2次)(案)の策定

計画期間を2021年から2023年までとする第2次計画策定になります。第一次計画(2018年から2020年)での進捗状況をふまえて台風などの豪雨災害や新型コロナウイルスの感染拡大など複合災害などが予測されている中で、さらなる対策が必要になっている。



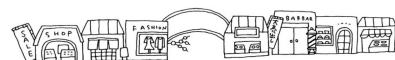
【第一期の進捗状況】

○屋内対策 ☆家具転倒防止対策は34.8%から68.3%へと引きあがる。(家具を固定する必要がある人も含む) ☆感震ブレイカーの設置は助成制度利用で352件から1595件。高齢者世帯等を対象にした無料配布で1526件で合わせて3121件となっています。区内普及率は21.7%。「感震ブレイカーを知らない」と回答した人が52.7%となっており、認知度がかなり低いです。(区民世論調査(3000人対象)結果の推計)改めて、木造密集地域の中で災害危険度の高い地域に特化してアンケートなど行い普及推進を求めました。

○避難所の体育館空調設備、開設訓練など充実。



○防災ラジオ(緊急時に音声や文字情報で)個別世帯に情報を届ける。昨年当初予定していた会社が廃業、新たな機器を模索していましたが方針が固まりました。インターネットを活用して情報発信する方法で行うことに。そのため、**アプリの開発とタブレットの配布(視覚・聴覚障害者、65才以上高齢者世帯等に無料配布予定)**をすることに。これから機種を選定し、台風シーズンに間に合うように配布したいとしています。



○緊急事態宣言のなか、銀座のクラブで深夜までの飲食など政治家の不適切な行動が国民の怒りが沸騰しています。国民には我慢を強いて自分たちは好き放題では……。まして今国会で、特措法改正では罰則を強化することと提案されています。罰則ではなく十分な補償こそ、国民が安心して協力できるのではないのでしょうか。

